

認可外保育施設を利用する子どもの無償化手続きについて

本案内は、認可外保育施設を利用する、0歳児～2歳児クラスの住民税課税世帯に属する子どもが、甲州市認可外保育施設利用料負担軽減補助金（以下、「補助金」という。）によって無償化を受ける場合の手続きの流れについて記載しています。

【既に現行の制度にて無償化対象となっている者（施設等利用給付対象者）】

認可外保育施設を利用する3歳児～5歳児クラスの子どもは月額37,000円まで、0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が、現行の制度にて無償化の対象となっています。これらの方はこれまでの無償化内容と変更はないため、本資料では説明を省略しています。

【補助金による無償化対象者】

認可外保育施設のうち、一般施設、事業所内・院内保育施設、居宅訪問型保育事業、ベビーホテルを月極め契約で利用する0歳児～2歳児クラスの住民税課税世帯の子どもを対象に、月額42,000円までの利用料を無償化します。下記表の黄色部分が対象者となります。

※事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※指導監督基準を満たしていない施設の利用については、無償化の対象外となります。

クラス年齢	保育の必要性	住民税 課税状況※	無償化対象	無償化内容
3歳児から5歳児	必要性あり	—	対象	既存国制度（新2号） 上限 37,000 円
	必要性なし	—	対象外	—
0歳児から2歳児	必要性あり	課税世帯	対象	市独自 無償化制度 上限 42,000 円
		非課税世帯	対象	既存国制度（新3号） 上限 42,000 円
	必要性なし	—	対象外	—

※住民税課税状況については、施設利用月が4月から8月の場合は利用月の属する年度の前年度の住民税、9月から3月の場合は利用月の属する年度の住民税を指します。

【補助金手続きの流れ】

- ① 市役所子育て支援課の窓口にて、無償化の適用を受ける月の前月 20 日までに「保育の必要性の認定を受ける申請手続き」を行う必要があります。手続きには下記 2 点の書類が必要になります。

(1) 支給認定申請書

(2) 保育の利用を必要とする理由を証明する書類

※ (2) については、個々の状況に応じてご準備いただく書類が異なります。

詳細は次ページの表にてご確認ください。

※既に保育の必要性の認定を受けており、その認定内容に変更がない方は、あらためて①の手続きを行う必要はありませんが（内容に変更があった方、有効期間が切れている方、無償化適用月前に切れる方は期日までに手続きが必要）、補助金の申請時に現況確認をさせていただきます予定です。現況確認に必要な書類は別途ご案内させていただきますので、補助金申請前に問い合わせ先までお問い合わせ下さい。なお、現況確認の結果、保育の必要性が認められない場合には、補助金の対象外となります。

※様式は窓口で配布しているほか、ホームページ上からもダウンロードできます。

※申請手続きが前月 20 日を過ぎてしまう場合には、事前に市役所までご連絡ください。

※令和 6 年 1 月 2 日以降に甲州市に転入された方は、甲州市で令和 6 年度住民税課税状況が確認出来ないため、令和 6 年度住民税納税通知書または課税証明書等を追加でご準備いただく場合があります。

- ② 保育の必要性の認定の開始（認定後、市から「認定通知書」を交付します）

- ③ 補助対象施設を利用後、利用料を支払い、領収書等の交付を受けてください。

なお、領収書等は金額の内訳がわかるもの、施設の押印があるものとします。

※必要に応じて市様式（認可外保育施設の利用料に係る領収証）をご利用ください。

- ④ 子育て支援課窓口にて、補助金の交付申請兼実績報告・請求手続きを行います。

- ⑤ 後日、市から補助金が口座へ入金されます。※上限 42,000 円

※一度施設に利用料をお支払いいただき、後日、償還払いによって無償化されます。

※食材料費、行事費、延長保育料、通園送迎費などは無償化の対象外です。

【補助額（上限あり）】

利用料として実際に負担された額と 42,000 円を比較し、低い金額が補助金額となります。※月途中に入退所した場合などは日割り計算になります。

【保育の利用を必要とする理由を証明する書類】

保護者の状況	保育の利用を必要とする理由を証明する書類
就労 〈共通書類〉 (I) 就労証明書	①被雇用者（常勤・派遣社員・パート等）、内職、業務委託等 ☐ (I) 就労証明書 ※雇用主の証明が必要
	②自営業（農業）主 ☐ (I) + 事業実施が確認できる書類（確定申告書写し、法人登記簿等写し）
	③自営業（農業）専従者 ☐ (I) + 専従者控除のわかる書類の写し
	④家族従業者（無償手伝い） ☐ (I) + 自営業主の確定申告書写しなど事業実施が確認できるもの
妊娠出産	☐ 母子健康手帳の写し ※表紙及び分娩予定日のページ
疾病・障害	・疾病・・・・・・・・ ☐ 診断書 ※医師の証明が必要 ・障害・・・・・・・・ ☐ 障害者手帳の写し
介護・看護	☐ 介護（看護）状況申告書 ☐ 介護（看護）を受ける方の診断書の写し、障害者手帳の写し 等
災害・復旧	子育て支援課に相談してください。
求職活動 起業活動	☐ ハローワーク受付票の写し ☐ 起業準備中の場合は、公的機関に提出する事業計画書や事業所の建設または賃貸契約等確認できるもの
就学 職業訓練	☐ 在学証明書 ☐ 受講期間・時間割等がわかる書類
虐待・DV	子育て支援課に相談してください。
育児休業	☐ 就労状況①～④のうち該当する書類一式 ※産休・育休期間の記載漏れがないようご注意ください ☐ 育児休業による保育の実施申立書

【認定内容の変更等について】

保育の必要性の認定内容に変更があった場合、速やかに「支給認定申請内容変更届（市の所定様式）」を提出してください。なお、保育の必要性が認められなくなった場合には、無償化の対象外となります。

また、無償化の要件となる「保育の必要性」については、年に一回程度、対象者に状況確認のための通知をお送りする予定です。通知に対する手続きを行わず、市で状況確認が出来なかった場合には、補助を受けられなくなる可能性がありますのでご注意ください。

※遡って認定が取り消され、すでに当該期間分の補助金の交付を受けていた場合には、補助金の返還になります。

【認可外保育施設の無償化における経過措置の終了について】

幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、指導監督基準を満たすことが必要となります。無償化制度開始から５年間（令和６年９月末まで）は経過措置期間とされていましたが、経過措置期間終了後（令和６年１０月以降）は、指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象施設ではなくなります。

そのため、令和６年１０月以降、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している場合、無償化の適用（施設等利用給付・市独自無償化制度）を受けることができなくなりますのでご注意ください。なお、施設が基準を満たしているか否かは各施設にご確認ください。

【企業主導型保育施設を利用する子どもの無償化手続き】

企業主導型保育施設を利用する子どもの無償化手続きについては、本資料とは別に示しておりますのでそちらをご確認ください。

【お問い合わせ先】

甲州市塩山上於曽 １０８５－１

甲州市役所 子育て支援課 保育・児童担当

電話：０５５３－３２－５０８１（直通）